

(別添)

2 放 第 285 号
令和2年10月14日

内閣総理大臣 殿

本宮市長 高松 義行

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価について

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第11の3の規定に基づき、別添のとおり実績に関する評価を報告します。

※ホームページ掲載用に公印を省略しています。

(別 添)

【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価様式】

【計 画 名 称】	本宮市 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画														
【計画策定主体】	本宮市														
【事業番号】	A-1-1、◆A-1-1-1														
【事業名】	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業														
【事業費】	148,503千円(うちA-1-1:140,111千円、◆A-1-1-1:8,392千円)														
【事業期間】	平成30年6月～令和2年3月														
【事業目的・事業地区】	<p>(事業目的)</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動が中断している地区の道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うことにより、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。</p> <p>(事業地区)</p> <p>本宮地区、荒井地区、青田地区、岩根地区、糠沢地区、稲沢・松沢地区 岩根地区(その2) (詳細は別紙1参照)</p>														
【事業結果】	<p>(撤去状況)</p> <p>以下のとおり、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行った。(詳細は別紙2参照)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>A-1-1</th><th>◆A-1-1-1</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>撤去延長(km)</td><td>47.2km</td><td>3.8km</td><td>51.0km</td></tr><tr><td>撤去土量(m³)</td><td>378.6 m³</td><td>34.9 m³</td><td>413.5 m³</td></tr></tbody></table>			区 分	A-1-1	◆A-1-1-1	計	撤去延長(km)	47.2km	3.8km	51.0km	撤去土量(m ³)	378.6 m ³	34.9 m ³	413.5 m ³
区 分	A-1-1	◆A-1-1-1	計												
撤去延長(km)	47.2km	3.8km	51.0km												
撤去土量(m ³)	378.6 m ³	34.9 m ³	413.5 m ³												
	<p>(維持活動の再開状況)</p> <p>堆積物を撤去後、通常の維持管理活動が可能となった旨を行政区長会議の中で各地区行政区長に周知し、原発事故後中断していた住民等による維持管理活動が再開された。 (詳細は別紙3参照)</p>														

【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価】

(道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の有用性、経済性)

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、従前に行われていた住民等による道路等側溝の清掃活動が、側溝堆積物に放射性物質を含んでいること等を理由に中断されていたが、本計画の実施によって当該堆積物が撤去・処理され、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開した。

このように、本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故前の通常の状態に戻ることが出来たことから、本計画は有効であったと考える。

また、事業に実施について、事業費の設計・積算に当たっては福島県土木工事標準積算基準等により執行し、本宮市契約規則等に基づき入札を実施するなど、適正なコストであり、本計画の実施における事業費は、妥当であると考えます。

(評価)

本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に中断していた、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開したことから、目的を十分達成したものと評価できる。

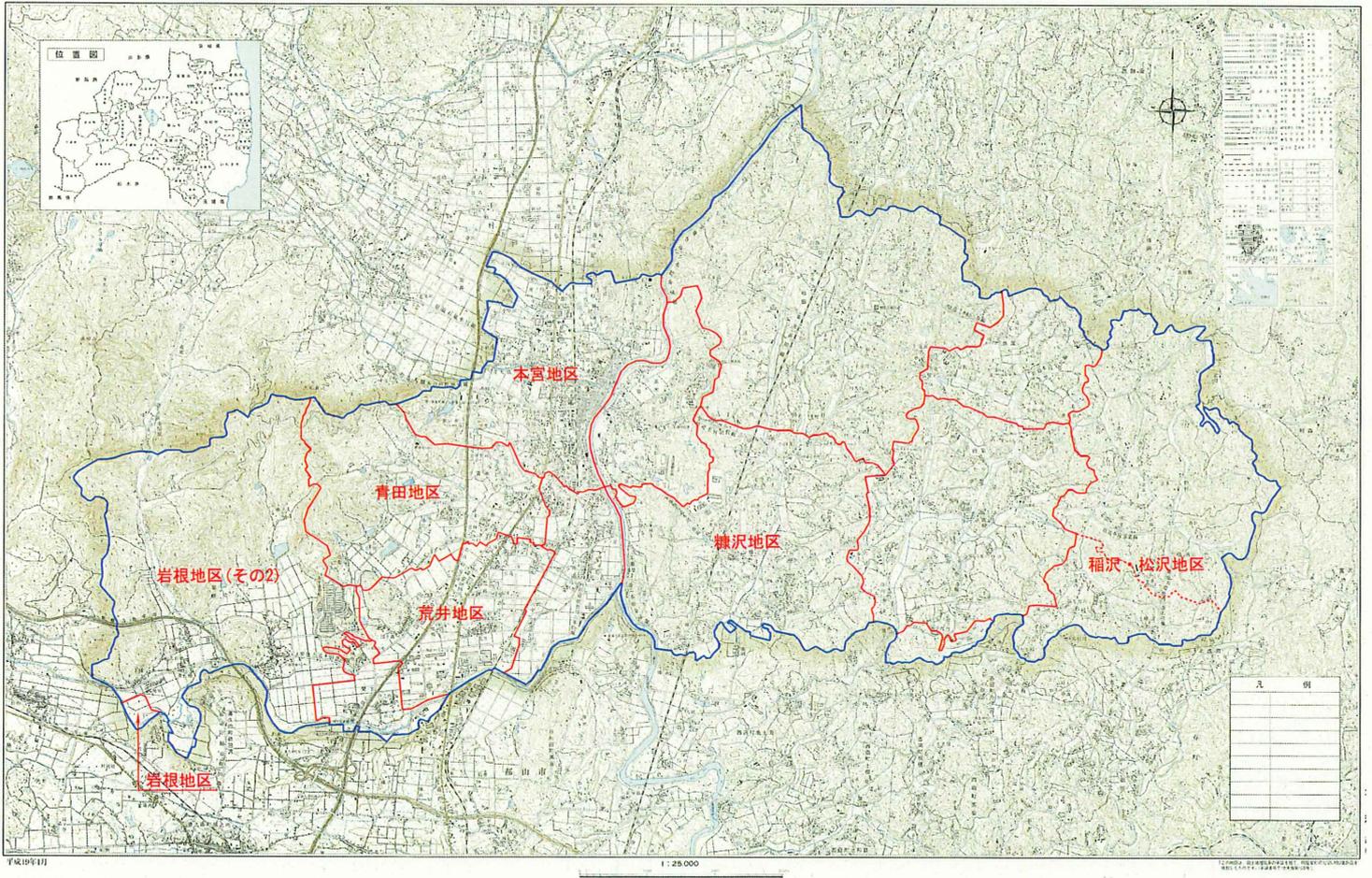
【評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組】

事業は放射能対策課が、評価は政策推進課、生活環境課及び市道管理者である建設課など、事業担当部局以外も含めて、本事業計画の評価を合議制により実施した。

【事業担当部局】 放射能対策課 電話番号 0243-63-2682

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業 実施地区位置図

(別紙1)



事業実施前後の写真

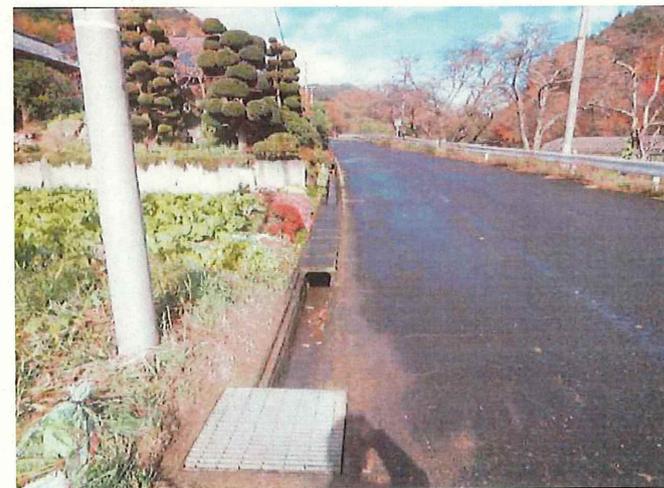
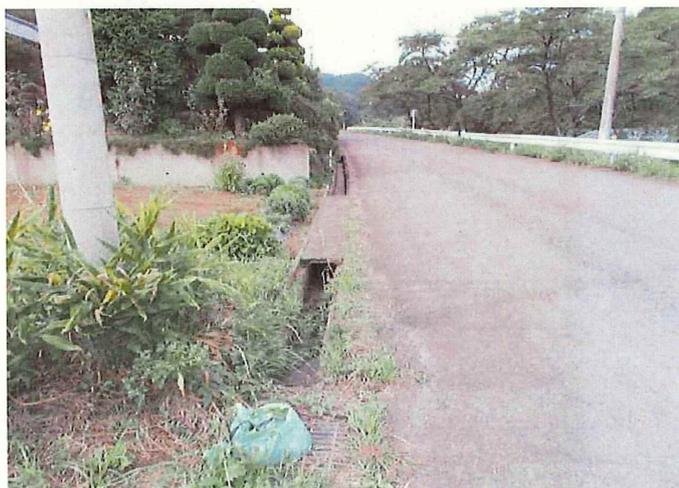
(1) 本宮地区



(2) 青田地区



(3) 岩根地区 (その2)



維持管理活動の再開

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1)本宮地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (2)荒井地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (3)青田地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (4)岩根地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (5)糠沢地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (6)稲沢・松沢地区 | (再開日 : 平成31年4月12日) |
| (7)岩根地区(その2) | (再開日 : 令和2年3月25日) |

※岩根地区(その2)については、令和元年度事業実施地区であったため、維持活動の再開が令和2年3月25日となった。

○住民による維持活動の再開

稲沢・松沢地区



○維持管理活動の再開周知状況

本宮市内行政区長会議(開催日:平成31年4月12日)

